

# 財団法人豊田市国際交流協会寄附行為

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、財団法人豊田市国際交流協会（以下「協会」という。）という。

### (事務所)

第2条 協会は、事務所を豊田市小坂本町1丁目25番地に置く。

### (目的)

第3条 協会は、国際交流が活発で世界的大企業が立地する豊田市という都市の特性を生かし、「国際交流の主役は市民である」を理念に、個性と活力にあふれた国際化推進活動を行うことにより、「活力ある産業・豊かな文化・世界に広がる交流のまち」づくり、多文化社会における市民間の相互理解及び市民の国際社会への参画の推進を図り、もって豊田市の国際化に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 豊田市における総合的な国際化推進事業に関する計画の立案、提言及び実施
- (2) 国際化推進活動に関する地域及び諸外国の情報及び資料の収集及び提供
- (3) 国際化推進活動に関する各種事業の実施
- (4) 市民主体の国際化推進活動への支援
- (5) 国際化推進活動に関する市民ボランティアの育成
- (6) その他協会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 資産及び会計

### (資産の構成)

第5条 協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生じる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品及び補助金
- (5) その他の収入

### (資産の種別)

第6条 協会の資産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の際基本財産として指定された財産

- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 協会の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて、保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の3分の2以上の同意を得て、かつ、愛知県知事の承認を得て、その一部に限り、処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 協会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(会計年度)

第10条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 協会の事業計画及び収支予算は、毎会計年度ごとに理事長が作成し、その年度開始前に理事会の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。

(長期借入金)

第11条の2 協会が資金の借入れをしようとするときは、返済期限が1年未満の借入れを除き、愛知県知事へ届け出なければならない。

(事業報告及び決算)

第12条 協会の事業報告及び収支決算書類は、毎会計年度ごとに理事長が作成し、監事の監査を経て、その会計年度終了後2月以内に理事会の承認を得なければならない。

### 第3章 役員及び職員

(役員の種類及び選任)

第13条 協会に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 2人
- (3) 専務理事 1人
- (4) 理事(理事長、副理事長及び専務理事を含む。) 10人以上15人以内
- (5) 監事 2人

2 理事及び監事は、評議員会において選任する。

3 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選により定める。

4 理事のいずれか1人とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1

を超えてはならない。

5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

6 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第14条 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

2 理事長は、協会を代表し、会務を統轄する。

3 副理事長は、理事長を補佐して会務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定められた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、協会の常務を分掌する。

5 監事は、次の職務を行う。

(1) 財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会又は愛知県知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求し、又は招集すること。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として、又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の在任期間とする。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の4分の3以上の同意により解任することができる。

(役員報酬)

第17条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、非常勤の役員が理事会等に出席した場合は、日額報酬を支給することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第18条 協会の事務を処理するため事務局を設け、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 理事会

(構成)

第19条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第20条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、協会の運営に関する重要な事項を議決する。

(招集)

第21条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(理事会の議長)

第22条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第23条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。ただし、理事会は、理事の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

2 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第24条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過

2 議事録には、出席理事のなかから、その会議において選出された議事録署名人2人以上が議長とともに署名しなければならない。

## 第5章 評議員会

(設置)

第25条 協会の運営に関する重要事項について、理事長の諮問に応ずるため評議員を置く。

(評議員)

第26条 協会に、評議員20人以上30人以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長が委嘱する。

3 役員及び評議員は、相互に兼ねることができない。

4 評議員には、第13条第4項、第15条及び第16条の規定を準用する。この場合において、第13条第4項中「理事」とあり、並びに第15条及び第16条中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第27条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、理事長の諮問に応じ、この法人の重要事項を審議する。

3 理事長は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の事項を諮問しなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 基本財産の処分及び長期借入金に関すること。
- (4) その他理事会が必要と認めた事項

4 評議員会は、理事長が招集する。

5 評議員会の議長は、評議員の互選により定める。

6 評議員会には、第21条第3項、第23条及び第24条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

## 第6章 顧問

(顧問)

第28条 協会に重要会務について理事長の諮問に応ずるため、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

3 前2項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第29条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の4分の3以上の同意を得、愛知県知事の認可を受けなければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第30条 協会は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の4分の3以上の同意を得、愛知県知事の許可があったとき解散する。

2 解散に伴う残余財産の処分は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の4分の3以上の同意を得、愛知県知事の許可を受けて、豊田市又は協会と類似の目的をもつ団体

に寄附するものとする。

## 第8章 雑則

(委任)

第31条 この寄附行為に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則（昭和63年10月1日許可）

- 1 この寄附行為は、愛知県知事の設立許可のあった日から施行する。
- 2 協会の設立当初の会計年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和64年3月31日までとする。
- 3 協会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第11条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 協会の設立当初の役員及び評議員は、第13条第2項及び第3項又は第26条第2項の規定にかかわらず次のとおりとし、その任期は、第15条第1項又は第26条第4項の規定により準用する第15条第1項の規定にかかわらず、昭和65年3月31日までとする。

理事（理事長）	豊田 寿子	理事（副理事長）	定行 晃
理事（副理事長）	加納 良男	理事（専務理事）	有友 巖
理事	西村 完一	理事	鈴木 吉三
理事	平山 友次	理事	板倉 高夫
理事	浦野 美代子	理事	三宅 正一
理事	杉浦 錡	理事	今野 泰孝
理事	小幡 銀伸	理事	松村 静夫
監事	太田 三郎	監事	稲葉 満穂

評議員	横尾 貢	評議員	河原 宏是	評議員	酒井 錦吾
評議員	丹羽 猶次郎	評議員	上妻 義幸	評議員	小田桐 勝己
評議員	青木 伸浩	評議員	大竹 千明	評議員	堀尾 賢
評議員	池田 憲治	評議員	羽淵 正起	評議員	北川 吉久
評議員	竹内 正和	評議員	寺澤 藤一	評議員	田代 宏
評議員	田中 十七三	評議員	渋谷 朗	評議員	安田 鉦太郎
評議員	岡本 禮治	評議員	倉知 俊彦	評議員	羽根田 八束
評議員	山川 律子	評議員	原 澄子	評議員	後藤 淳
評議員	梅村 清弘	評議員	寺部 清毅	評議員	柴田 富信

評議員 高井 龍三

附則（平成8年5月28日議案第3号）

1 この寄附行為は、平成8年10月1日から施行する。

附則（平成10年5月26日議案第3号、平成10年7月24日認可）

この寄附行為の変更は、愛知県知事の認可のあった日から施行する。

附則（平成11年3月19日議案第8号、平成11年4月21日認可）

この寄附行為の変更は、愛知県知事の認可のあった日から施行する。

附則（平成13年5月25日議案第2号、平成13年6月19日認可）

この寄附行為の変更は、愛知県知事の認可のあった日から施行する。

附則（平成15年5月20日議案第2号、平成15年7月31日認可）

この寄附行為の変更は、平成15年10月1日から施行する。

附則（平成19年3月27日議案第8号、平成19年4月25日認可）

この寄附行為の変更は、平成19年6月1日から施行する。